

Bーぐるマップ広告掲載取扱要領

平成 19 年 4 月 1 日 18 文区区第 1104 号
改正 平成 19 年 8 月 1 日 19 文区区第 538 号
改正 平成 23 年 4 月 25 日 23 文区区第 126 号

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、文京区印刷物広告掲載ガイドライン（15 文企広第 132 号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、文京区が発行する「Bーぐるマップ」（以下「マップ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の制限等)

第 2 条 掲載できる広告及び広告の優先順位については、ガイドライン第 3 条及び第 4 条に定めるところによる。

(広告の掲載位置)

第 3 条 広告を掲載する位置は、マップの裏側に設ける広告欄のうち区長が指定した位置とする。

(広告の規格及び掲載料)

第 4 条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

	広告名	規格（縦×横）	広告掲載料	備考
1	1 号広告	87.5×100mm	50,000 円	カラー

(広告の掲載希望者の募集)

第 5 条 区民課長は、直接の依頼又はマップ等により広告の掲載希望者を募集する。

(広告の掲載申込み)

第 6 条 広告の掲載希望者は、広告掲載申込書（別記様式第 1 号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申込みがあったときは、ガイドライン第 3 条及び第 4 条に基づき審査を行い、広告の掲載の可否を決定する。

3 区長は、前項の規定に基づき広告掲載の決定をしたときは、広告掲載決定通知書（別記様式第 2 号）により、掲載できないと決定したときは、広告不掲載決定通知書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。

4 前項の規定に基づく決定の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出する。

(広告掲載料の納付)

第 7 条 広告掲載料は、掲載の決定後、区長の指定する期日までに一括で前納する。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 区長は、編集若しくは発行上支障があるとき又は広告主が広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定に基づき広告の掲載を取り消したときは、広告掲載取消書(別記様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし印刷後の取り下げはできないものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を取り下げるときは、広告掲載取下書(別記様式第5号)を区長に提出するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料の還付は行わないものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(委 任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区民部長が定める。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月25日から施行する。